

第六八回

参第九号

児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法

(案)

(目的)

第一条 この法律は、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるための小学校及び中学校の施設を緊急に整備する必要があること等にかんがみ、児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の建築、これらの学校の用に供する土地の取得等に関し必要な特別の措置を定め、もつて義務教育の正常な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する学齢児童をいう。

2 この法律において「生徒」とは、学校教育法第三十九条第二項に規定する学齢生徒をいう。

3 この法律において「小学校」とは、市(特別区を含む。以下同じ。)町村立の小学校をいう。

4 この法律において「中学校」とは、市町村立の中学校をいう。

5 この法律において「児童生徒急増地域」とは、集団的な住宅の建設、宅地の造成に伴う住宅の建設等による児童又は生徒の増加が急激であり、かつ、著しい地域で、政令で指定するものをいう。

(国の負担の特例)

第三条 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより生ずる小学校又は中学校の教室の不足を解消するための校舎の新築又は増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。第三項及び第五条において同じ。)に要する経費について義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号。以下この条において「負担法」という。)を適用する場合においては、同法第三条第一項第一号及び第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

2 児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させることにより必要となる小学校又は中学校の屋内運動場の増築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。次項において同じ。)に要する経費について負担法を適用する場合においては、同法第三条第一項第三号中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、同項第四号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する校舎の新築若しくは増築又は前項に規定する屋内運動場の増築に要する経費について負担法を適用する場合においては、同法第五条第一項中「三年」とあるのは「五年」と読み替えるものとする。

- 4 国は、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校（当該小学校又は中学校の児童又は生徒の数のうち児童生徒急増地域内から通学することとなる児童又は生徒の数の占める割合が百分の八十以上のものに限る。）の校舎の新築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下この条において同じ。）に要する経費の三分の二を負担する。
- 5 前項に規定する小学校又は中学校の校舎の新築に係る工事費（次項において準用する負担法第四条に規定する工事費をいう。）は、当該新築を行なう年度の五月一日（当該新築を行なう年度の五月二日以後に設置される学校にあつてはその設置の日（児童又は生徒の数の増加をもたらす原因となる集団的な住宅の建設その他の政令で定める事情があるため、その翌日以降新築を行なう年度の四月一日から起算して五年を経過した日までの間に小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定めるその五年を経過した日以前の日））における当該学校の学級数に応ずる必要面積を、一平方メートル当たりの建築の単価に乗じて算定するものとする。
- 6 負担法第四条の規定は、第四項の経費について、同法第二条第三項、第六条第一項、第七条及び第八条第三項の規定は、前項の規定により工事費を算定する場合について、同法第九条の規定は、第四項に規定する校舎の新築に係る事務費を算定する場合について、同法第十条の規定は、第四項に規定する国の負担に係る事務を行なう場合について準用する。

（国の補助）

第四条 国は、政令の定めるところにより、児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるために設置する小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費の二分の一を補助する。

（国の貸付金）

第五条 国は、小学校又は中学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費で第三条の規定の適用があるもの及び小学校又は中学校の用に供する土地の取得又は整備に要する経費で前条の規定の適用があるものに充てるために必要な資金の貸付けについて特別の配慮をするものとする。

（本校及び分校）

第六条 第三条第四項、第四条及び前条の規定の適用については、小学校又は中学校の本校及び分校は、それぞれ一の小学校又は中学校とみなす。

（日本住宅公団の業務の特例）

第七条 日本住宅公団（以下「公団」という。）は、一の市町村の区域内に千戸以上の集団的な住宅の建設又は三十ヘクタール以上の宅地の造成をする場合には、政令で定める基準に従い、当該集団的な住宅の建設又は宅地の造成をする地域に住所を有することが予定される児童又は生徒を就学させるための小学校又は中学校の校舎（屋内運動場及び校舎以外の工作物を含む。以下同じ。）の新築及び当該小学校又は中学校の用に供する

土地の整備をしなければならない。ただし、市町村長が日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）第三十四条の規定により公団に対して意見を述べるに当たり、校舎の新築又は土地の整備をすることを必要としない旨の申出をしたときは、その申出に係る校舎の新築又は土地の整備をしないことができる。

- 2 前項の規定により公団が校舎の新築又は土地の整備をする場合において、当該校舎又は土地の帰属、引渡しの時期、対価の支払その他建設省令で定める事項については、あらかじめ、公団と同項に規定する小学校又は中学校を設置する市町村とが協議して定めるものとする。この場合において、当該校舎（市町村が取得するものに限る。）の新築に要する費用若しくは当該土地の整備に要する費用又は市町村が公団から取得する当該土地の対価は、引渡しの日から二十年をこえない期間内に支払うように定めなければならない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和四十七年度の予算に係る国の負担金から適用する。

（経過規定）

- 2 第七条の規定は、この法律施行前に決定した建設計画又は造成計画に係る住宅の建設又は宅地の造成については、適用しない。

（この法律の失効）

- 3 この法律（次項及び附則第五項を除く。）は、昭和五十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

（この法律の失効に伴う経過措置）

- 4 昭和五十四年度以前の予算に係る国の負担金及び補助金については、昭和五十五年四月一日以後もなお従前の例による。

- 5 前項に定めるもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

児童生徒急増地域内にある児童又は生徒を就学させるための小学校及び中学校の施設を緊急に整備する必要があること等にかんがみ、児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の校舎及び屋内運動場の建築、これらの学校の用に供する土地の取得等に関し必要な特別の措置を定め、もつて義務教育の正常な実施を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約三百八億九千五百万円の見込みである。